令和２年４月１７日

保護者　各位

　福井市子育て支援課

福井県緊急事態宣言発令を受けた保育園等の利用について

　日頃より、福井市の保育行政にご協力いただきありがとうございます。また、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウィルスの感染拡大防止のために、登園自粛のご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では４月７日に知事が「緊急事態宣言直前」状態であることを発表して以降も感染者が継続して発生し、予断を許さない状況が続いております。この事態を受け、県は同月１４日に「福井県緊急事態宣言」を発令しました。

この発令をもって保育園を直ちに閉めることはございませんが、緊急時であるとともにこれ以上の感染拡大防止のため、家庭で保育が可能な状況にある方は、できる限り登園を控えていただきますよう、再度ご協力をお願いいたします。

また、感染者や濃厚接触者、診療に携わった医療機関や医療関係者、及びその他対策に携わっている方々に対しまして、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いいたします。

併せて、引き続き下記の点につきましてもご協力をお願いいたします。

記

**１　発熱や咳など風邪の症状がない場合でも、家庭での保育が可能な場合（祖父母や親戚、知人等による保育も含む）は登園を控えていただき、家庭保育のご協力をお願いいたします。また、お子さまを預けられる保護者様は、感染予防のために、送迎時には可能な限りマスクの着用をお願いいたします。**

**２　毎朝、お子さまの健康状態を確認（検温等）していただくとともに、登園時には保育士に状態をお伝えください。なお、発熱（37.5度以上）や咳などの風邪の症状がある場合は、登園を控えてくださいますようお願いいたします。**

**３　家族内等に感染者または濃厚接触者が出た場合は、速やかに園に報告をお願いいたします。**